

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和元年6月5日（水）  
午後1時40分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和元年6月5日(水)
  2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 11名
    - 1番 北田 直喜
    - 2番 谷越 彦茂
    - 4番 野崎 努
    - 5番 小坂 芳夫
    - 6番 谷口 敬蔵
    - 7番 石坂 誠一
    - 8番 中山 修
    - 10番 原 武雄
    - 11番 関口 たず子
    - 13番 中島 悦子
    - 14番 杉山 篤勇
  5. 総会に欠席した農業委員の数 3名
    - 3番 沖本 喜久雄
    - 9番 徳本 久邦
    - 12番 中田 登與志
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 7名
    - 上中島地区 溝口 敏正
    - 上野方地区 本田 新一
    - 下野方地区 稲盛 保雄
    - 片貝地区 米澤 陽一
    - 加積地区 畠山 勇
    - 天神地区 幅 昭夫
    - 経田地区 寺口 則康
  7. 議事録署名委員
    - 11番 関口 たず子
    - 13番 中島 悦子
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 浦田 誠
    - 庶務係長 五十嵐 孝
    - 主査 杉本 ゆき子
    - 主事 井口 健太郎
    - 主事 横田 悠介
- 

【開 会：午後1時40分】

杉山会長： それではただ今から令和元年度6月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中11名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、11番関口委員、13番中島委員にお願いいたします。

議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。

2ページ目の説明概要をご覧ください。

今月の4条申請は1件です。地区別の内訳は加積地区の1件で、

面積が1,105㎡です。それでは3ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

**【議案第13号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であり、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。  
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

小坂委員： この件に関しましては、申請者も違反転用ということでとても反省しておりました。あとは事務局からの説明のとおり、問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第13号は意見決定いたします。  
議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は9件ございました。現在公告縦覧中の平成30年11月受付の除外申請の同意が下りる見込みがあることから、今月は案件が多くなっております。

転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は上中島地区1件、上野方地区1件、下野方地区2件、片貝地区1件、加積地区1件、経田地区2件、天神地区1件、合計面積が11,642㎡です。それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第14号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適

当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

五十嵐係長： 6番目の案件につきましては、小坂委員の息子さんに関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定には農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとあることから、議事は後回しとし、その際は小坂委員に退席していただきます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

野崎委員： 譲受人は譲渡人の息子であり、元々は上中島地区にいましたが、仕事の都合によりアパートで生活をしていました。この度、実家の横に住宅を建てるということで、問題ないかと思えます。

谷口委員： 先ほど現地確認したとおり、問題ないかと思えます。

北田委員： まず3番の案件ですが、現地確認をしてきました。〇〇病院の駐車場が狭く、すれ違うのもギリギリの状態でしたので、仕方がないのかなと思えます。

4番の案件ですが、譲渡人は県外にいるため、申請地の維持管理は友人である譲受人が行っていたそうです。両方で話し合い、所有権を移転するという事です。細かな点は事務局説明のとおりです。

杉山会長： 5番徳本委員は欠席のため事務局からお願いします。

五十嵐係長： 徳本委員欠席ですけれども、本案件については特段問題ない旨報告を受けております。

杉山会長： 7番8番についてです。7番の〇〇は駐車場が不足していて、朝は業者の車が道路に連なって苦情があったと聞いています。8番目の件は、耕作していた認定農業者の方の事情もあり、アパートにすることで申請されました。

中山委員： 息子さんの住宅を建てるということで、事務局が説明した通りです。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。  
本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： それでは6番目の案件について審議しますので、小坂委員は退席をお願いします。

(小坂委員退席)

杉山会長： 6番目の案件について、事務局より再度説明願います。

井口主事： **【議案第14号 議案書をもとに朗読】**

杉山会長： 6番の案件について事務局から説明を受けました。皆さま何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 6番目の案件について、意見がないようですので、意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第14号は意見決定いたします。

(小坂委員入室)

杉山会長： 議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について事務局より説明を求めます。

杉本主査： 議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。魚津市長より令和元年5月31日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。10ページをご覧ください。

今月の案件は、1議案2件で、農協を通じて利用権設定を行う転貸が1件、富山県農林水産公社の転貸が1件であります。新規と再設定の内訳は、新規が1件1筆2,866㎡、再設定は1件1筆2,216㎡です。全て合わせると2件2筆5,082㎡です。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

中山委員： 農地中間管理機構は受け手がいないと預けることができないのか。

五十嵐係長： 富山県の農地中間管理機構のスタンスとしては、受け手と出し手をセットで出さないと受け付けません。ただ、法律の趣旨からいうと、貸しと受け手はそれぞれで受け付けることができます。

今後、法律が変わり中間管理事業に一本化され、11月頃から施行されます。そこで本来あるべき姿になるよう訴えていきたいと思えます。

石坂委員： 耕作放棄地が増えるだけではないか。

五十嵐係長： 中間管理事業の中で、出し手の農地を2年間預かり維持管理する事業はありますが、富山県では予算立していません。

今年度の県の予算では、果樹関係の農地を手放した際、次の後継者に引き継ぐまでの維持管理をする事業があります。7月半ばに農業委員会が県農業会議に政策提案する場がありますので、その中に盛り込みたいと思っております。

杉山会長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長：（非農地通知（令和元年5月分）について）

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 2 時50分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員



## 【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第13号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、土地改良事業施行済みの農地ですので農地区分は第1種農地と判断します。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請者は果樹農家を経営しており、申請地は農業用倉庫やりんごの直売所、事務所等に利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、違反転用であるため既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農家住宅敷地拡張のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農家住宅敷地拡張が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁が設けてあり、近隣に被害の及ばぬように十分配慮されています。雨水排水については近くの水路へ放流し、生活雑排水については、公共下水道を利用する計画です。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね27haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は現在賃貸マンションに家族4人で住んでいますが、実家で農業を営む両親が高齢となったため、農業後継者として父の所有地を転用し、住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と借入金でまかなう計画です。通帳の残高及びローンの事前審査回答書を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、分家住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は分家住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	従前の水路用地にベンチフリューム水路を復元し、市道との取り付け部にはコンクリートスロープと擁壁を設けます。排水については農業集落排水を利用する計画ですので、近隣の農地等に被害が及ばぬように充分配慮されており、問題ないと考えます。 また、今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね49haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	国道8号線等幹線道路に近くアクセスも良好で、小学校、中学校にも近く子育て世帯の需要を見込んでおり、注文住宅敷地19区画分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全て借入金でまかなう計画で、融資可能証明を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第30条の規定による開発行為の許可申請を提出する予定で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物（農道・水路）がありますが、区画整理後市道として市に寄付する予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地等に被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地内に計画される公園に流用計算に基づく必要な調整池を設け、流用調整のうえ隣接する排水路へ放流する排水計画が申請書に添付されており、問題ないと考えます。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号3番  
(貸貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（5ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、既存の駐車場敷地にリハビリセンターを建設することになり、来院用・職員用の駐車場が不足することから、新たに駐車場敷地を造成する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、被害の及ばぬように充分配慮されており、雨水排水は近くの用悪水路に排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号4番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請人は現在、県外の賃貸住宅に住まいしていますが、申請地は実家に近い利点があり、一般住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、ローンの事前審査回答書を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁がすでに設けられており、近隣の農地などに被害の及ばぬようになっております。排水については公共下水道を利用する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号5番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね11haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は実家に同居しているが、子の誕生により部屋数が不足しており、独立して戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。また、必要な資金については、全て借入金でまかなう計画で、ローンの事前審査回答書を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されています。生活雑排水は公共下水道を利用し、雨水排水は近くの水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号6番  
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね28haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	既存の資材置場敷地を拡張し、業務の円滑化を図る計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で残高証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されています。雨水排水については道路側溝へ放流する計画であり、問題ないと考えます。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号7番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね13haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	既存地では営業車両や従業員の駐車スペースが不足しているため、市道を挟んで西側に位置する申請地を、新たに駐車場敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で残高証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されています。雨水は敷地内に側溝を設置し、南側市道沿い水路に排水し、生活雑排水は公共下水道を利用する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		



## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号8番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（4ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	申請地は国道8号バイパスに近く交通の利便がよく、周囲には教育機関や商業施設も多くあります。住環境に優れており、住宅需要が見込まれることから、共同住宅の建築を計画しています。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金と借入金でまかなう計画です。通帳の写しや個人年金積立金額の証明書類、融資可能証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅用敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬよう充分配慮されています。雨水は敷地内に側溝を設置し、南側市道沿い水路に排水し、生活雑排水は公共下水道を利用する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号9番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね49haの一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在、共同住宅に住んでいますが、子の誕生により生活拠点を定めたく、実家近くに戸建て住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画ですが、ローンの事前審査回答書を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接する農地に被害の及ばぬように十分配慮し、生活排水は公共下水道を利用します。雨水排水は、隣接する水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		